

愛知県後期高齢者医療広域連合監査基準の一部を変更する基準を別紙のとおり定めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第4項において準用する同条第3項の規定に基づき公表する。

令和4年4月25日

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 船 戸 淳

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 足 立 初 雄

愛知県後期高齢者医療広域連合監査基準の一部を変更する基準

愛知県後期高齢者医療広域連合監査基準の一部を次のとおり変更する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (5) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているか審査すること。

第14条第4項中「決算審査」の次に「及び基金運用審査」を加える。

第15条第2項に次の1号を加える。

- (5) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が确实かつ効率的に行われていること。

第16条第1項に次の1号を加える。

- (5) 基金運用審査に係る意見の決定

附 則

本基準は、令和4年4月25日から施行し、改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合監査基準は、令和4年4月1日から適用する。